

半田市及び常滑市（以下「両市」という。）は、両市が取り交わした「半田市と常滑市の病院連携協議に関する合意書」（平成31年2月4日付け）の内容に基づき、「半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議」（以下「統合会議」という。）において、統合に向けた基本的事項を協議した結果、基本協定書を取り交わすこととする。

（目的）

第1条 新半田市立半田病院（以下「新半田病院」という。）の開院に向けて、「診療統合」を実現するために、半田市立半田病院と常滑市民病院（以下「両病院」という。）は、「経営統合」を行う。

（形態・仮称）

第2条 両市は、（公営企業型）地方独立行政法人（非公務員型）（以下「法人」という。）を共同で設立する。

2 前項の法人の仮称は、「知多半島総合医療機構」とする。

（設立時期）

第3条 法人の設立時期については、令和7年4月1日を目標とする。

（設立条件）

第4条 両病院は、法人の設立に必要な財産的基礎を形成するために、最大限の経営努力を行わなければならない。

2 各市は、法人設立時において、各病院が単独で法人設立するに足りる財産的基礎を有していない場合には、責任をもって出資し、その不足額を解消しなければならない。

3 両市は、経営統合に向けた取り組みを具体的に推進するため、令和4年4月1日に両市職員で構成する統合準備室を設置する。

（費用負担）

第5条 両市が法人に対し負担すべき費用については、次のとおりとする。

（1）原則として、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局通知）を基本とし、法人に係る基準額の総額に対して、負担割合に応じた繰り出しとする。なお、両市の財務状況による上限設定は行わない。詳細については、法人及び両市の三者で協議して決定する。

（2）将来にわたり法人の健全な経営を維持するための費用については、法人が最大限の経営努力をすることを前提に、両市が適切に負担する。

（3）前2号の負担割合については、当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳人口に応じた割合を基本とし、両市が協議して決定する。

（4）新半田病院開院までの各病院の投資に係る費用の負担については、新半田病院開院後も各市が責任をもって適切に負担する。

（5）両市及び両病院は、「常滑市・半田市医療提供体制等協議会」の提言に沿って、知多半島医療圏内の他自治体にも費用負担の協力を求めていく。

（解除事項）

第6条 次のいずれかに該当するときは、両市が協議の上、本基本協定書を解除できるものとし、準備に要した費用については、お互い補償を求めない。

（1）法人設立に関する許認可について、許認可庁の承認が得られないとき。

（2）天災による不測の事態により、経営統合が実現できないと両市が判断したとき。

（3）第4条第1項または第2項を遵守できないとき。

（その他）

第7条 この基本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両市が協議して決定する。

この基本協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月16日

半田市長

神原 純夫



常滑市長

伊藤 辰夫

